

保全対象の生態系への影響要因と自然環境保全法（規制内容）

資料 2 - 1 に示した沖合海底域の生態系（海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原）に対しては、人為活動による海底の形質変更等の影響要因が想定される。

自然環境保全地域では、工作物の新築・改築・増築、海底の形質変更、鉱物の掘採・土石の採取などをゾーニングに応じて許可制または届出制により規制している。これら現行法の規制により上述の生態系に対する影響を回避又は軽減できると考えられるが、現行の規制内容で十分であるかどうか検討する必要がある。



